

## 伊平屋村産業経済活性化協議会設置要綱

## (設置)

第1条 第5次伊平屋村総合計画（以下「総計」という。）に基づき、本村の産業経済における課題を抽出して、それら課題を解決して村内産業の活性化を推進するため、伊平屋村産業経済活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (所管事項)

第2条 協議会が所管する事項は、次のとおりとする。

- (1) 村内外の経済産業の現況の把握及び評価等に関すること。
- (2) 村の経済産業の基本方針に関すること。
- (3) 産業間連携に関すること。
- (4) 観光振興推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

## (委員)

第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから伊平屋村長が委嘱する。

- (1) 村商工会等の経済団体
- (2) 若手（概ね45歳以下）経営者
- (3) 女性経営者
- (4) 学識者
- (5) その他村長が必要があると認める者

3 村長は自ら委員として会議に参加できる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、村長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは代理人を出席させることができる。
- 5 村長は、会長の同意を得て、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出又は会議への出

席を求めることができる。

6 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、村企画財政課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。